

# 入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和6年1月25日

東広島市長 高垣 廣徳

## 1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和5～9年度避難所の遠隔開設システム構築及び維持管理業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13050067
(3) 物品委託役務内容	対象施設において、機械警備業務に係る遠隔操作が可能な鍵ボックス等の設置及び当該システムの維持管理を行うもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	板城西地区拠点施設（旧 JA 板城西支店）ほか6か所
(6) 予定価格	落札後公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	警備・受付>機械警備★
イ	法令等による登録等	警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

## 3 その他の入札条件

なし

#### 4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和6年1月25日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和6年1月25日～ 令和6年2月15日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和6年1月25日～ 令和6年2月1日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 総務部 危機管理課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館3階） 電話番号 082-420-0400 /ファックス番号 082-422-4021 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和6年2月6日～ 令和6年2月15日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和6年2月13日～ 令和6年2月14日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和6年2月15日 午後1時40分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

#### 5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

##### (1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

#### 6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係  
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）  
電話番号 082-420-0930  
ファックス番号 082-431-0077

## 令和5～9年度避難所の遠隔開設システム構築及び維持管理業務仕様書

### 1 業務名

令和5～9年度避難所の遠隔開設システム構築及び維持管理業務

### 2 履行場所

	施設名称	住所
1	板城西地区拠点施設（旧 JA 板城西支店）	東広島市黒瀬町国近 344-1
2	南方会館	東広島市黒瀬町南方 1411-2
3	乃美尾ふれあい館	東広島市黒瀬町 2131-1
4	小田地区多目的集会所（小田老人集会所含む）	東広島市河内町小田 2517-5
5	つばきの里大田（旧大田保育所）	東広島市安芸津町大田 819
6	小松原びわの里	東広島市安芸津町小松原 609-1
7	海辺の里大芝	東広島市安芸津町風早 2514-1

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

なお、施工期間は、契約締結日の翌日から令和6年3月27日までとする。

### 4 業務内容

対象施設において、機械警備業務用機器等を用いて、外部からライブ画像の確認及び双方向通話を行い、遠隔操作が可能な鍵ボックス等の設置及び当該システムの維持管理を行うもの。

### 5 業務目的

対象施設において避難所としての早急な施設開錠対応を行い、早期避難者の身体、生命の保護を目的とする。

### 6 業務仕様及び詳細

#### (1) 警備業務用機械装置

警備業務用機械装置の機能は、次による（○印のあるもの）。なお、機能適用及び警戒範囲等は特記事項による。また、業務期間終了後は、原則として警備業務用機械装置を撤去する。

装置概要	本業務該当	備考
①機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能	○	遠隔操作対応可
②基地局に異常等の信号を送信する機能	○	
③パソコン等から遠隔で施設及び鍵ボックスの警備開始解除等の操作ができる機能	○	遠隔操作対応可
④鍵ボックスのこじ開け等の異常を感知する機能	○	

⑤鍵ボックスが警備中の場合、鍵を取り出せない機能	○	
--------------------------	---	--

- (2) 警備業務用機械装置はパソコン又は携帯電子端末等から遠隔で警備開始（セット時）及び警備解除の操作が任意のタイミングでできるものとする。警備開始（セット時）及び警備解除を行った場合には、リアルタイムに発注者へ通知を行うものとする。
- (3) 契約締結後、発注者と日程を調整し、受注者の負担により避難所遠隔開設のための警備機械等の設置を行うものとする。設置位置は、別紙平面図のとおりとする。
- (4) 施設ごとに来訪者が来たことを映像で確認できる機器及び相互通話が可能なインターホン等（通話機器）を設置すること。インターホン等（通話機器）は、東広島市と各施設の通信が可能な回線を発注者と協議の上、決定するものとする。なお、受注者が用意した回線を利用する場合は、受注者が通信料を負担するものとする。
- (5) 施設開放のため指定した扉の近くに鍵ボックスを設置すること。  
鍵ボックスには警備中、鍵が取り出せない、異常を感知する機能を備えること。
- (6) 人感センサー一体型 LED ライトを鍵ボックス周辺上部へ設置すること。詳細な設置位置及び電源の使用方法については、発注者と協議の上、決定するものとする。  
また、LED の昼夜切替調整や点灯時間の調整が行える機能を有すること。
- (7) 警報装置は警備区域内で発生した異常事態を受注者の監視センターへ電話回線等により自動的に通報する機能を有するものとする。尚、遠隔操作に関するネットワークの使用については、発注者と協議の上、決定するものとする。
- (8) 警備責任時間帯は、原則として鍵ボックスの警備開始(セット時)した時点より、鍵ボックスの警備が解除された時点までとする。
- (9) 基地局において、異常を感知した場合は、受注者へ通報又は通知される措置を行うこと。受注者からの要請により、必要に応じて、発注者が現地で対応するものとする。
- (10) 設置した警備業務用機械装置の修繕は、原則、発注者が負担するものとする。
- (11) 本仕様書に定めがない事項は、発注者と協議するものとする。また、受注者の変更がある場合は、後任の受注者が業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について後任の受注者へ十分に引継ぎをすること。
- (12) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者において行うものとする。
- (13) 個人情報保護、肖像権及びプライバシー権に関しての交渉の一切を発注者にて行うものとする。

## 7 その他

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により警備責任時間帯に機械による警備ができなくなったときは、代替警備員の配置等機械による警備と同等又は同等以上の警備体制を受注者の負担により講ずるものとする。
- (2) 委託料の支払い
  - ① 本業務は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
令和6年3月分 システム構築業務分として	円	初回払い

令和6年4月から 令和10年2月までの各月履行分	円	部分払
令和10年3月履行分	円	完了払

②部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。

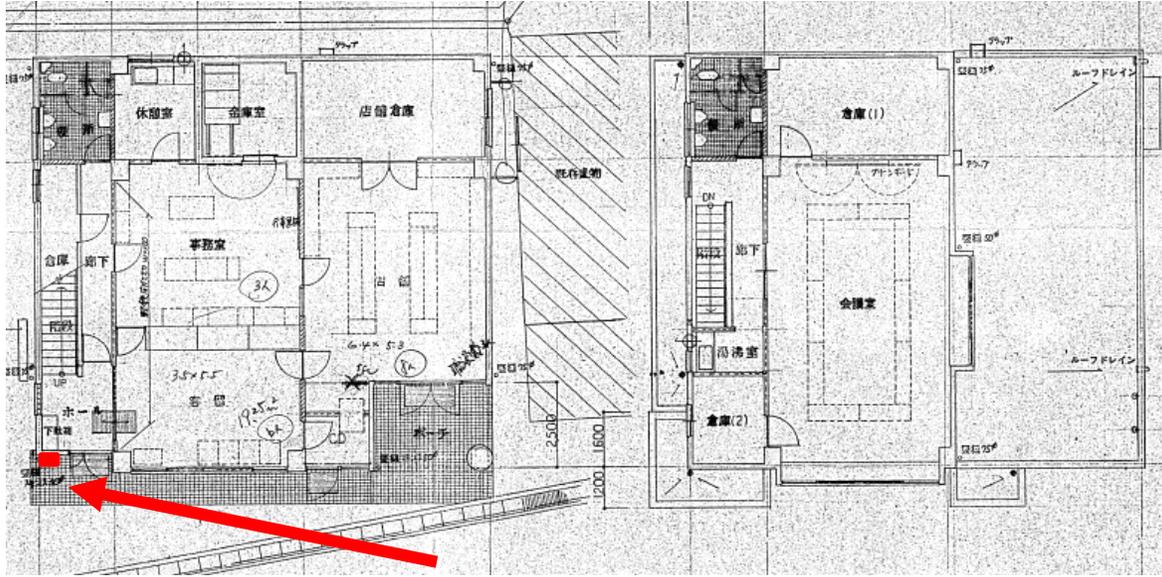
③部分払の額は、契約金額から初回払いの額を除き、48で除した額（当該額に円単位未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、完了払の額はその残額とする。

(3)その他この仕様書に定めのない事項について必要がある場合は、発注者と協議の上、定めるものとする。

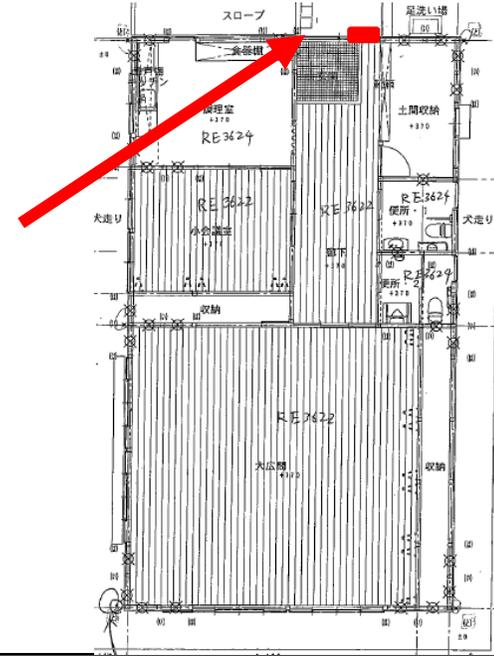
#### 8 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市総務部 危機管理課 防災対策係  
 電話（082）420-0400（直通）  
 FAX（082）422-4021

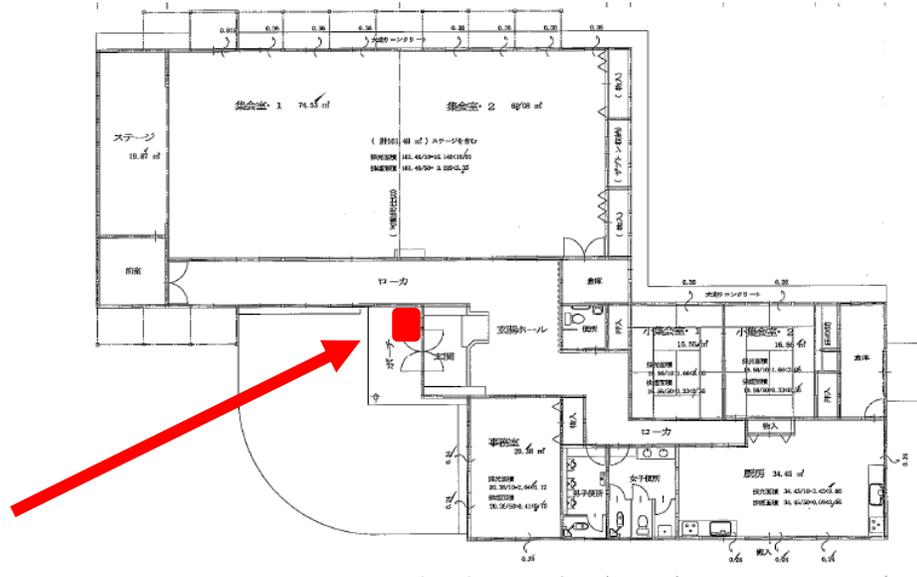
# 1 板城西地区拠点施設 (旧JA板城西支店)



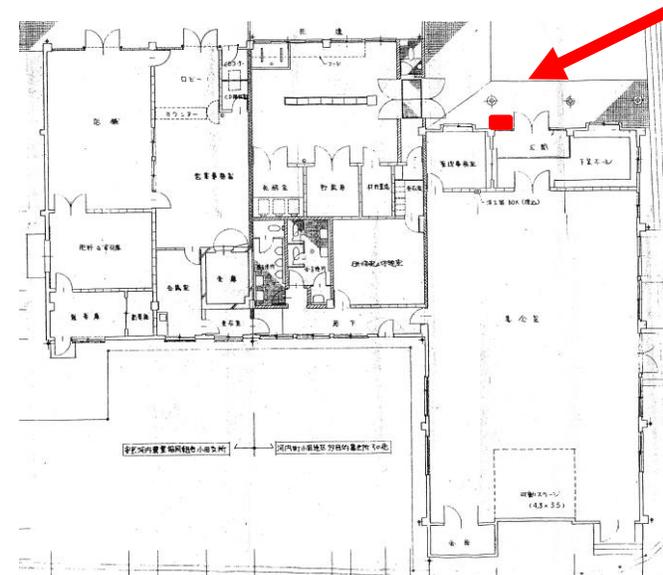
# 2 南方会館



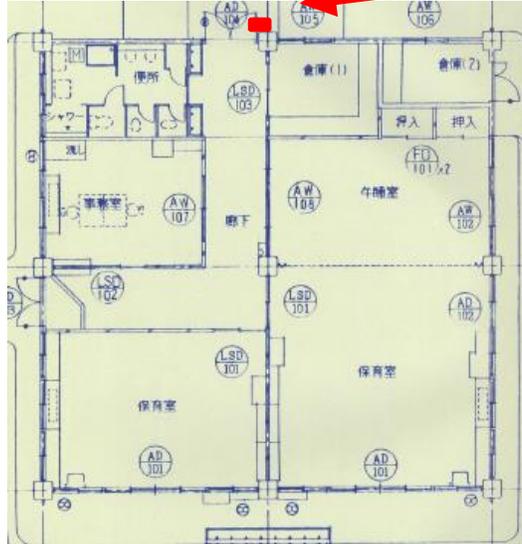
# 3 乃美尾ふれあい館



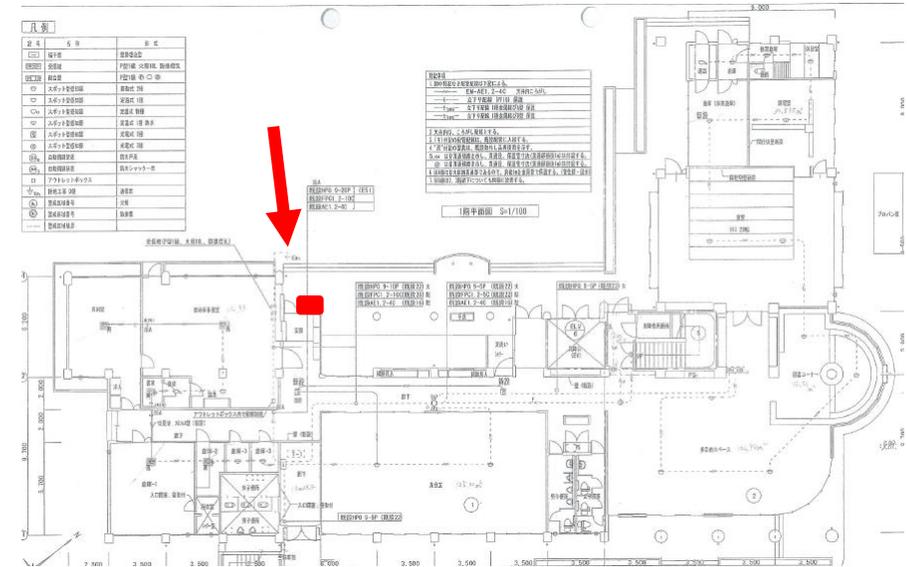
# 4 小田地区多目的集会所 (小田老人集会所含む)



## 5 つばきの里大田 (旧大田保育所)



## 6 小松原びわの里



## 7 海辺の里大芝

